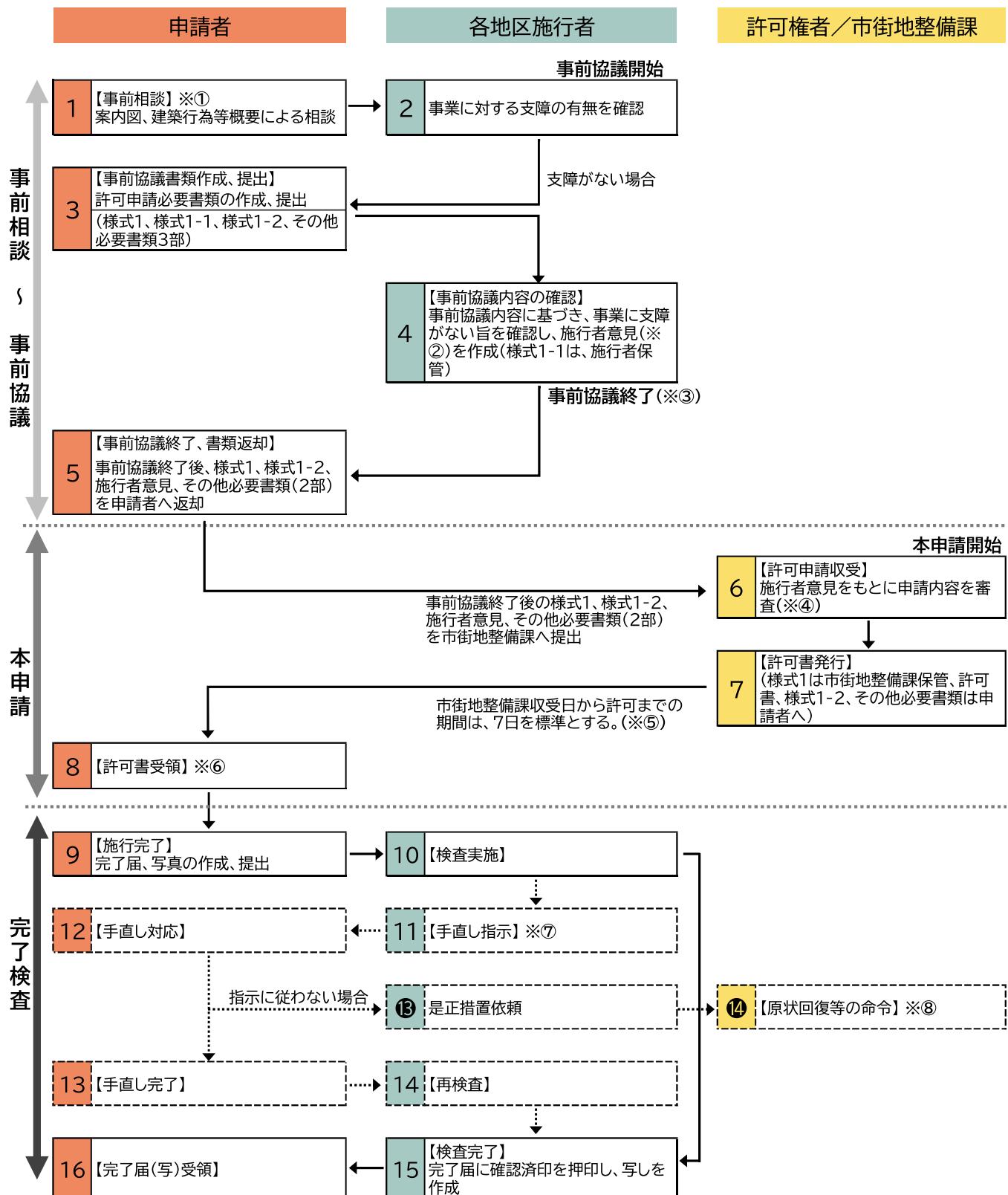


76条許可申請手続きの流れ(組合施行)



- ※① 土地区画整理法第76条第1項による許可申請は、必ず施行者との事前相談～事前協議を実施する。
- ※② 土地区画整理法第76条第2項の規定に基づき許可の申請があった場合は、施行者の意見を聴かなければならない。
- ※③ 事前協議終了後、施行者は協議済みである添付図面等に「事前協議済」の印を押印する。
- ※④ 施行者意見をもとに、申請された建築行為等を許可するか否か判断する。
- ※⑤ 標準処理期間(処理期間の目安):市街地整備課に書類が到達してから休庁日を除き7日
ただし、施行者との事前協議期間を除く。また添付図面の訂正、差替等が生じた場合は、この限りではない。
- ※⑥ 市街地整備課からの連絡を受け、許可書を受領。
- ※⑦ 事業の施行の障害が確認された場合、施行者から手直しの指示を実施。
- ※⑧ 手直しに従わない場合等、事業の支障となる行為に対し実施。